

## 墓地経営許可申請をするにあたって

1. 申請書 → 別紙に記入（申請者欄は自署又は記名押印）
2. 申請地から半径100m以内の付近略図 → 住宅地図などに円で記入。
3. 申請墓地図面 → 平・立面図など規模の分かるもので、取付道などの墓地新設に係る部分全てが分かるもの。
4. 申請地の登記事項証明書、及び公図（法務局で取得、申請前3ヶ月以内のもの。）  
※ 申請者が所有する土地であり、かつ、所有権以外の権利が存しないこと。
5. 周知結果報告書 → 別紙に記入（申請者欄は自署又は記名押印）
  - ① 「周辺住民等の人数」の1号欄に、申請地に接する土地所有者への周知人数を記入する。
  - ② 「周辺住民等の人数」の2号欄に、申請地から半径100m以内の住民への周知人数を記入する。
6. 個別説明等の概要 → 上記5.の①、②で記入した周知人数に基づき、それぞれ記入する。
7. 誓約書 → 別紙に記入（申請者欄は自署又は記名押印）

- 注) 1. 上記1から7を準備して下さい。
2. 誤って記入した場合は、修正ペンなどで消さずに、取消線を引き、訂正印を押印又は自署してください。
  3. 申請地が農地（田・畑など）の場合は、農業委員会へも届出が必要です。この場合、農業委員会へ届出た申請書の写しを添付してください。墓地経営許可の発行は、農地転用許可以降になります。
  4. 土地を分ける場合は、分筆登記が必要です。
  5. 代理人（申請者でない人）が手続きをする場合は、委任状を提出してください。代理人の本人確認ができるもの（運転免許証など）をお持ちください。

※ 申請された書類を審査し、現地確認に行きます。  
工事は、許可されてから着手してください。